

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

北海道告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、南幌町中樹林地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成20年9月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による判決に不服がある者は、同法89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、国を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該判決の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年9月24日

北海道知事 高橋 はるみ

目次	ページ
規 則	
○景観法施行細則の一部を改正する規則.....（都市計画課）	33
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	33
○土地改良法による国営換地計画の決定.....（農業施設管理課）	33
公 表	
○水防法による浸水想定区域の指定.....（河川課）	33

規 則

景観法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年9月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第92号

景観法施行細則の一部を改正する規則

景観法施行細則（平成20年北海道規則第72号）の一部を次のように改正する。
第4条に次の1項を加える。

4 景観条例第22条第1項第4号の規則で定める区域は、ニセコ町の区域とする。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

告 示

北海道告示第613号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年9月12日、新篠津土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年9月24日

北海道知事 高橋 はるみ

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川美国川水系美国川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道小樽土木現業所事業部治水課及び余市出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成20年9月24日

北海道知事 高橋 はるみ

